

市川市環境保全条例施行規則別表第 10
特定工場等において発生する騒音又は振動に係る規制基準の改正について

1. 特定工場等に係る現行の騒音・振動の規制について

- 一定規模以上の施設を設置する工場・事業場（特定工場等）には、その敷地境界において騒音・振動に係る規制基準（下表）が設定されている（条例第 66 条）。
- 学校・保育所・特別養護老人ホーム等（学校等）の周囲おおむね 50 メートルの区域内の基準値は、規制基準から 5 デシベル減じた値となる。

表：騒音に係る規制基準

単位：デシベル dB

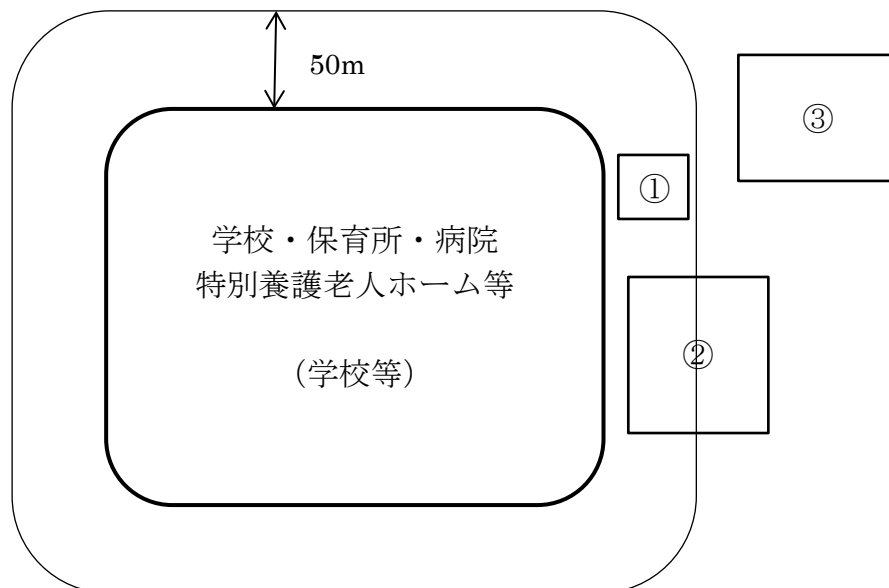
| 時間 地域 | 8 時～19 時 | | 6 時～8 時 19 時～22 時 | | 22 時～翌 6 時 | |
|----------|----------|----|----------------------|----|------------|----|
| | 住居専用地域 | 50 | 50 | 45 | 45 | 40 |
| 住居地域 | 55 | 50 | 50 | 45 | 45 | 40 |
| 商業地域 | 65 | 60 | 60 | 55 | 50 | 45 |
| 工業地域 | 70 | 65 | 65 | 60 | 60 | 55 |
| 調整区域 | 60 | 55 | 55 | 50 | 50 | 45 |

※ 1 地域は次の通りの区分を表す

- ・住居専用地域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域
- ・住居地域：第 1 種・第 2 種住居地域
- ・商業地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域
- ・工業地域：工業地域、工業専用地域
- ・調整区域：市街化調整区域

※ 2 基準値の網掛けは、学校等の周囲おおむね 50 メートルの区域内の基準値を表す

<学校等の周辺区域の規制のイメージ>



※ ①の敷地境界、②の左側半分の敷地境界の規制基準値は 5 デシベル減となる

2. 改正の経緯 ⇒ 国による告示・規則の改正（平成27年4月20日）

- 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）

⇒ 騒音規制法、振動規制法の規制の対象に「**幼保連携型認定こども園**」を追加

<改正のイメージ>

（改正前）

- ※ 学校・幼稚園・保育園等の敷地の周囲おおむね50m以内において、特定工場等を設置する場合
⇒ 特定工場等に対する騒音・振動の規制基準が5デシベル厳しくなる

改正

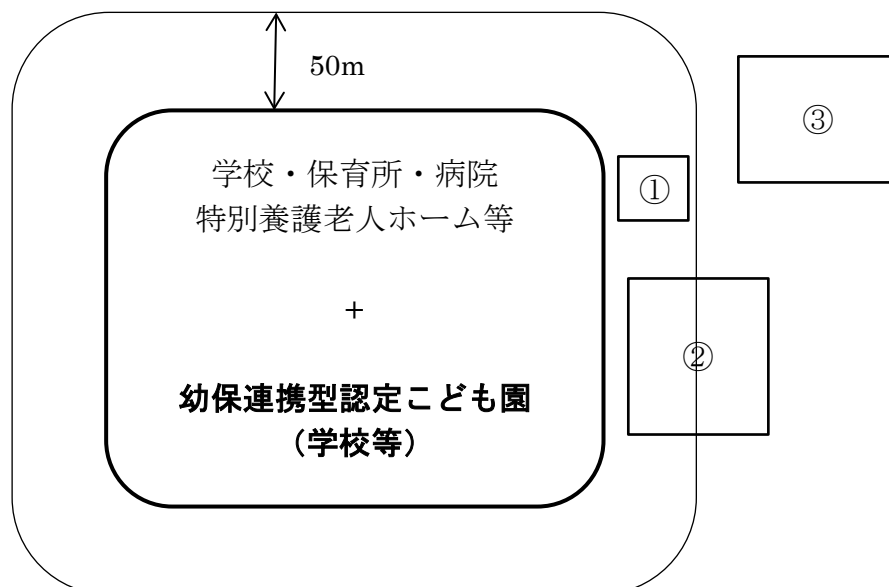
（改正後）

- ※ 学校・幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園等の敷地の周囲おおむね50m以内において、特定工場等を設置する場合
⇒ 特定工場等に対する騒音・振動の規制基準が5デシベル厳しくなる

3. 改正後の特定工場等に係る騒音・振動の規制について

- 規制基準値は変更なし → 1. 表：騒音に係る規制基準のとおり
- 学校等の対象に **幼保連携型認定こども園**を追加

<学校等の周辺区域の規制のイメージ>



- ※ ①の敷地境界、②の左側半分の敷地境界の規制基準値は5デシベル減となる